

正誤表

2019年版 司法試験・予備試験
体系別短答式過去問集 2 民法I

4475-2

本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正
48	肢ウ 解説全文を以下に差し替えてください。 失踪宣告は、不在者の生死不明状態の継続による不都合回避のため、死亡したものとみなす（§ 31）ことで、不在者の不在前の生活圏の法律関係を確定させる制度である。この制度は不在者の不在前の生活圏の法律関係を安定させる限度で死亡とみなすものであって、現実生きていた不在者の不在後の現実の生活圏での権利能力まで失わせるものではない。したがって、現実には生きていたAがした売買契約は、失踪宣告が取り消されなくても有効である。	
199	上から2行目 本登記を <u>有効とする点で本記述は誤っている。</u>	本登記を <u>無効とする本記述は正しい。</u>
286	肢ア 解説全文を以下に差し替えてください。 土地の上に生育する物は、その土地の一部とみなされるのが原則であるが、慣習法上、樹木や未成熟の果実、稲立毛は土地に付着したままで、土地とは独立して取引の対象にされており、この取引を公示・対抗する手段として、明認方法が認められている。この明認方法は現存することが必要である。そして、生育物が土地の一部とみなされるのが原則である以上、立木所有権を第三者Cに対抗するために、Bは、土地所有権を取得した第三者の移転登記よりも先に明認方法を備えなければならない（最判昭 34.8.7）。また、立木の所有権のような正権原の存在の主張立証責任は権利主張者Bにある（最判昭 36.5.4・民法百選I No.65）。したがって、BはCの移転登記より前から明認方法が存在し、現時点でも存在することを主張・立証できれば立木所有権を第三者Cに対抗できる。	

以上